

隠岐の島町 お知らせ便

第333号（令和3年6月24日発行）
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

*今回掲載の内容は、新型コロナウイルス感染症の発生状況によって変更となる場合がありますのでご了承下さい。

掲載記事一覧

- ① 国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）の更新について
- ② 後期高齢者医療被保険者証の更新について
- ③ 国民健康保険限度額適用等認定証の有効期限について
- ④ 旧町民体育館の解体について

⑤ 遊漁船業を営む方は県への登録が必要です

⑥ 第29回「しまね景観賞」の募集について

⑦ 野焼きの禁止について

⑧ 野鳥の捕獲・飼育の禁止について

⑨ 歯周疾患検診の実施について

⑩ 隠岐ポートプラザ1階テナントの募集について

⑪ 「こころの健康相談」について

⑫ 社会を明るくする運動強調月間について

⑬ 隠岐の島町運動公園の再編について

⑭ まめネットについて

① 国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証の 更新について

●被保険者証（兼高齢受給者証）の更新について

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）の有効期限は、7月31日（土）となっています。

新しい被保険者証（兼高齢受給者証）は、7月16日（金）以降に郵送でお届けします。

※70歳から74歳の方には負担割合が明記されています

●国保税に滞納がある方について
現在、国保税に1年以上前の滞納がある方については、被保険者証（兼高齢受給者証）を送付いたしません。役場町民課国保年金係、または各支所・出張所にご来庁いただき更新手続きを行ってください。

◆問い合わせ先
役場町民課国保年金係
電話 2-8560

② 後期高齢者医療被保険者証の更新について

●被保険者証の更新について

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日（土）となっています。

新しい被保険者証（紫色）は、7月9日（金）以降に郵送でお届けします。

●保険料に滞納がある方について
現在、後期高齢者医療保険料の滞納がある方については、被保険者証を送付いたしません。

役場町民課国保年金係にご来庁いただき更新手続きを行ってください。

◆問い合わせ先
役場町民課国保年金係
電話 2-8560

③ 国民健康保険限度額適用等認定証の有効期限について

国民健康保険限度額適用等認定証の有効期限は、7月31日（土）までとなっています。

8月1日（日）以降も必要な方は、7月26日（月）以降に役場町民課国保年金係、または各支所・出張所に被保険者証（兼高齢受給者証）と、身分証明書をご持参のうえ申請をお願いします。

◆問い合わせ先
役場町民課国保年金係
電話 2-8560

④ 旧町民体育館の解体について

今年度、隠岐の島町では旧西郷町町民体育館の解体撤去を行います。

本体育館は、昭和45年に建設され、昭和56年までは県立隠岐高校の体育館として、その後、平成15年まで西郷町立町民体育館として利用されてきました。

当時をしのび、写真撮影等をお考えの方がおられましたら、7月10日（土）までにお問い合わせいたします。

◆問い合わせ先
隠岐の島町役場
施設管理課 施設管理係
電話 2-8573

⑤ 遊漁船業を営む方は 県の登録が必要です

船で釣り人等から料金を取って漁場へ案内する場合（遊漁船業の経営）は登録が必要です。

登録しないで営業すると処罰されます。

●対象となる方

釣り船、磯・瀬渡しなどのように、利用者から料金を徴収して、船を使って漁場に案内し、釣りなどにより魚などの水産動植物を採捕させる事業を営む方が対象です。

「料金を徴収しなくても、民宿等の宿泊客にサービスとして行うことも対象となる場合」がありますのでご注意ください。

●登録方法

島根県への登録申請が必要です。

登録には、小型船舶の登録、講習会・研修の受講、保険への加入等が必要になりますので、具体的な申請方法やご不明な点等は左記までご確認ください。

◆問い合わせ先

島根県隠岐支庁
農林水産局水産部水産課

電話 2・9669

⑥ 第29回「しまね景観賞」 の募集について

島根県では、魅力ある島根の景観づくりに貢献している建造物などを各部門ごとに募集します。

●募集部門

- 1 まち・みどり・活動部門
- 2 土木施設部門
- 3 公共建築物部門
- 4 民間建築物部門
- 5 屋外広告物・その他部門

●募集部門

- 1 まち・みどり・活動部門
- 2 土木施設部門
- 3 公共建築物部門
- 4 民間建築物部門
- 5 屋外広告物・その他部門

●応募資格

自薦・他薦を問わずどなたでも応募できます。

●応募期間

8月31日（火）まで

●応募方法

応募用紙（役場地域振興課にあります）に必要事項をご記入の上、資料を添えて提出してください。島根県ホームページからも応募できます。詳しくは、島根県（土木部都市計画課）ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ先

島根県土木部都市計画課
〒690・8501

松江市殿町1番地

電話 0852・22・6773

⑦ 野焼きの禁止について

最近、町内の各地で野焼きをする光景が見かけられます。野焼きは法律により禁止されています。

野焼きの煙や灰は近隣の方の迷惑となる場合や、火災の原因になることもあります。野焼きをしないためにも、家庭から出るごみや庭から出た草木は燃えるごみの日に出すか、清掃センターへ搬入してください。

例外として認められている野焼き（農業）等もありますが、近隣への影響に配慮し、必要最小限にとどめてください。

●違反者への罰則

5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金又はこの両方

◆問い合わせ先

役場環境課 生活環境係
電話 2・8565

⑧ 野鳥の捕獲・飼育の 禁止について

現在、日本国内の野鳥を捕獲・飼育することは原則禁止されていることをご存知でしょうか。

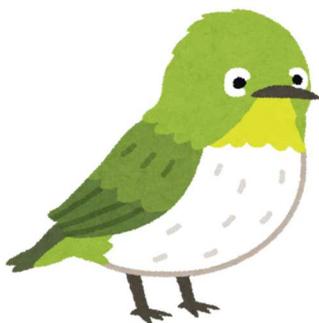
許可なく捕獲・飼育した場合、法律により厳しく罰せられる場合があります。

また、従来から飼養されていたメジロについては、法律改正に伴い、平成24年3月31日以前に飼養登録している個体に限り、飼育が許可されており、新たな捕獲・飼育はできません。

負傷した野鳥や巣から落ちたヒナなどを保護する場合は禁じられていませんので、見つけた場合は左記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

島根県隠岐支庁農林水産局
電話 2・9644



⑨ 歯周疾患検診の実施について

隠岐の島町では、40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の方を対象に、歯周疾患検診を実施しています。

歯周疾患は、歯を失う原因になるだけでなく、糖尿病をはじめ様々な生活習慣病にも影響を与えることが分かっています。ぜひこの機会に検診を受診し、歯周疾患を予防しましょう。

●実施期間
令和3年6月1日(火)
～令和4年2月28日(月)

●実施場所
町内の歯科医院・歯科診療所

●受診方法
歯科医院へ電話で予約

●当日の持ち物
・通知書(4月に送付)
・保険証

・健康手帳(お持ちの方)

※通知書を紛失された場合は、再発行いたしますので、役場保健福祉課へご連絡ください。



●料金
●無料
●対象の方

40歳	昭和55年4月2日～昭和56年4月1日生
45歳	昭和50年4月2日～昭和51年4月1日生
50歳	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日生
55歳	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日生
60歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生

令和3年4月1日現在の年齢です。

※この検診は、健康づくりポイント対象事業(3ポイント)です。健診結果を持って役場窓口へお越しください。

◆問い合わせ先
役場保健福祉課健康係
電話218562

⑩ 隠岐ポートプラザ1階テナントの募集について

隠岐の島町では、隠岐ポートプラザ1階の一部空きスペースの活用を図るため、観光客の利便性向上、関係人口の拡大につながる事業を展開するテナント出店者を募集します。

●テナント募集物件概要

〔物件A〕 1階	面積 63.37㎡	テナント料 月額44,600円
〔物件B〕 1階	面積 41.64㎡	テナント料 月額29,300円

●募集業種

観光客の利便性の向上、関係人口の拡大につながるもので、観光に関連する商品、サービスを取り扱う小売業(※1)、旅行業、サービス業(※2)またはそれに準ずるもの

(※1) 隠岐の島町の特産品、土産物品を取り扱うことを必須とします。特産品、土産物品と併せて食料品等を販売することは可とします。

(※2) 飲食サービス業は対象外とします。

●契約期間

・令和4年1月1日(予定)から令和7年3月31日まで
(改修工事を予定しており、工事終了後の契約となります。)

●出店条件(主なもの)

・契約後、令和4年3月末日までの期間に開店するものとします。
・原則、通年営業とし、営業時間は午前8時から午後7時までの間で、事業提案により、町と協議の上で決定するものとします。

・テナント料とは別に、各物件の配分率に応じた共通経費や、利用状況に応じた光熱費の負担があります。

※その他詳細な条件等については募集要項によりご確認ください。

●申込期限

令和3年7月30日(金)必着

◆募集要項等配布・申込受付・問い合わせ先

役場商工観光課観光振興係
電話218575

11 「こころの健康相談」について

「一人でも悩まず、専門医に話してみませんか」

隠岐保健所で「こころの健康相談」を開催します。

精神科医師が、ご本人やご家族、支援者の方々の相談に応じます。眠れない日が続く、憂うつや不安になる、物忘れが気になる方、周りから見てお酒やギャンブルがやめられない、ひきこもるようになり対応に困っているなどの相談にも応じます。

医療受診に悩んでいる方もぜひご利用ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、タブレットを用いたオンライン相談とさせていただきます。

相談は無料で、相談内容の秘密は守ります。また、相談は事前予約制です。

●日時

令和3年7月21日(水)
13時から17時まで

●場所

隠岐保健所

●相談医

松江青葉病院の精神科医

●申込期限

令和3年7月1日(木) ※事前予約制です。

◆問い合わせ先

隠岐保健所 地域健康推進課
電話 219712

12 社会を明るくする運動 強調月間について

7月は、「社会を明るくする運動」強調月間です。

「第71回社会を明るくする運動（犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ）」では、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうと、全国的に運動を行っています。

●この運動が目指すこと

①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと。

②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること。

●力を入れて取り組むこと

・犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールを活用するなど、広く知ってもらうための取組。
・犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組。

・保護司、更生保護女性会会員等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組。

・民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組。

・犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組。

◆問い合わせ先

役場総務課行政係
電話 212111

13 隠岐の島町運動公園の再編について

隠岐の島町では、運動公園の『運動』と『健康』についての再編事業を進めています。

運動しやすい公園、健康づくりのための公園には、どのようなものが必要なのかなど、ご意見箱を設置しておりますので、ご自由に皆様のご意見をお聞かせください。

●募集期間

令和3年6月25日(金)～
令和3年7月25日(日)まで

●設置場所

隠岐の島町総合体育館受付窓口

◆問い合わせ先

隠岐の島町下西78-2
役場建設課 都市計画推進室
電話 218564

14 まめネットについて

●まめネットとは…

『まめネットカード』をお持ちの県民の皆さんの情報を県内の様々な機関で共有するネットワークです。

医療や介護のサービスをスムーズに受けることができることでご本人やご家族の負担を軽減することができます。

●このようなお方におすすめ
・複数の医療機関を受診されている方

・持病、アレルギーをお持ちの方
・小さなお子様、ご高齢の方
・複数の薬の処方を受けている方
・在宅で訪問系サービスを受けている方

◆問い合わせ先

NPO法人しまね医療情報ネットワーク協会
電話 085312218058